

(証券コード8155)

平成27年 8 月 6 日

株 主 各 位

群馬県高崎市保渡田町2174番地1

三益半導体工業株式会社

取締役社長 中 澤 正 幸

第46期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第46期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年 8 月 26 日（水曜日）午後 5 時 30 分までに到着するようご返送いただきたくお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年 8 月 27 日（木曜日）午前10時
2. 場 所 群馬県前橋市古市町 1 丁目35番 1 号
ホテル ラシーネ新前橋 3 階
コンベンションホール 銀河
(会場名が変更されておりますが、昨年と同じ会場でございます。末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項 第46期（平成26年 6 月 1 日から平成27年 5 月31日まで）事業報告および計算書類の内容報告の件
決議事項
第 1 号議案 剰余金の処分の件
第 2 号議案 定款一部変更の件
第 3 号議案 取締役 8 名選任の件
第 4 号議案 監査役 2 名選任の件

以 上

- ~~~~~
- ・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
 - ・株主総会参考書類、事業報告および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.mimasu.co.jp>) に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(平成26年6月1日から平成27年5月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当期におけるわが国経済は、企業収益が改善するなかで、個人消費が底堅く推移するなど、全体として緩やかな回復基調となりました。

半導体業界におきましては、スマートフォンや自動車向けをはじめ幅広い分野でデバイス需要が増加したことから、シリコンウエハの需要も堅調に推移いたしました。

このような経営環境の中で当社は、最先端加工技術の推進と低コスト化の両立を図るとともに、自社開発製品の拡販を積極的に進めるなど、総力を挙げて業績の向上に取り組みました。

この結果、売上高は493億4千2百万円と前期比15.6%の増収となり、営業利益は25億5千4百万円（前期比5.7%増）、経常利益は29億9千7百万円（同22.7%増）、当期純利益は16億9千7百万円（同20.5%増）となりました。

セグメント別売上高および事業の概況は次のとおりであります。なお、売上高には、セグメント間の内部売上高または振替高が含まれております。

半導体事業部

当事業部におきましては、主力の300mmウエハを中心として、生産は好調に推移いたしました。そうした中で、更なる生産性の向上と原価低減を推進いたしました。

この結果、当事業部の売上高は226億6千1百万円（前期比0.1%増）となりました。

産商事事業部

当事業部は自社開発製品及びその他の取扱商品の拡販活動に積極的に取り組みました。

この結果、その他の取扱商品において増収となり、当事業部の売上高は266億8千5百万円（前期比33.1%増）となりました。

エンジニアリング事業部

当事業部は開発部門としての役割に特化し、自社製品の開発を積極的に行い、産商事業部を通じて販売いたしました。

また、半導体事業部で使用する装置の開発や設計・製作にも意欲的に取り組みました。

この結果、当事業部の売上高は20億6千万円（前期比7.3%減）となりました。

(2) 設備投資の状況

当期中の設備投資は、半導体事業部上郊工場の生産設備の改善等を中心に行い、その総額は26億5千5百万円であります。

(3) 資金調達の状況

当期中には、特記すべき資金調達はありません。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、景気は緩やかに回復していくことが期待されるものの、欧州における債務問題や新興国経済の成長鈍化など海外景気の下振れが懸念され、わが国経済は予断を許さない状況が続くものと予想されます。

半導体業界におきましては、デバイス需要は全体として堅調に推移するものと見込まれております。

このような経営環境のもと、当社といたしましては、より高精度かつ生産性の高い加工プロセスを確立し競争力の強化を図るとともに、自社製品等の拡販を積極的に進め、業績の向上に努めてまいります。また、安全性向上と環境の保全を経営の重要課題と位置付け、災害に強い安全管理体制を再構築し、安定操業の継続に努めてまいります。

株主の皆様には、今後とも変わらぬご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分	第43期 (平成23年度)	第44期 (平成24年度)	第45期 (平成25年度)	第46期(当期) (平成26年度)
売 上 高 (百万円)	42,084	44,141	42,697	49,342
経 常 利 益 (百万円)	2,205	2,087	2,443	2,997
当期純利益 (百万円)	1,188	1,251	1,408	1,697
1株当たり当期純利益	35円50銭	37円38銭	42円08銭	50円69銭
純 資 産 (百万円)	51,893	52,422	53,023	53,974
総 資 産 (百万円)	65,089	66,176	68,617	75,252

(6) 主要な事業内容 (平成27年5月31日現在)

事 業 部	主 要 な 事 業 内 容
半 導 体 事 業 部	半導体材料の加工および販売
産 商 事 業 部	計測器、試験機、情報機器、自動制御装置、その他精密機器、自社開発製品ならびにこれらに関連するシステムの販売
エンジニアリング事業部	各種製造、検査、試験システムの設計・製作・販売、および純水製造装置、排水処理設備など各種プラントの設計・製作・販売

(7) 主要な営業所および工場（平成27年5月31日現在）

名 称	所 在 地
本 社	群 馬 県 高 崎 市
半 導 体 事 業 部	群 馬 県 高 崎 市
産 商 事 業 部	群 馬 県 高 崎 市
同 北 関 東 営 業 所	栃 木 県 足 利 市
同 白 河 営 業 所	福 島 県 白 河 市
同 埼 玉 営 業 所	埼 玉 県 深 谷 市
同 三 河 営 業 所	愛 知 県 知 立 市
エンジニアリング事業部	群 馬 県 高 崎 市

(8) 従業員の状況（平成27年5月31日現在）

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
951 名	- 8 名	39.2 歳	16.0 年

（注）従業員数には、嘱託16名を含んでおります。

(9) 主要な借入先（平成27年5月31日現在）

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 群 馬 銀 行	250 百万円

2. 会社の株式に関する事項（平成27年5月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 47,000,000株

(2) 発行済株式の総数 35,497,183株
（自己株式 2,016,518株を含んでおります。）

(3) 株主数 4,541名

(4) 株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
信 越 化 学 工 業 株 式 会 社	13,733,824 ^株	41.0 [%]
中 澤 正 幸	2,169,429	6.5
有 限 会 社 な か ざ わ	1,151,280	3.4
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,045,300	3.1
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	944,100	2.8
ゴールドマンサックスインターナショナル	927,111	2.8
R B C I S B A / C D U B N O N R E S I D E N T - T R E A T Y R A T E	725,000	2.2
株 式 会 社 群 馬 銀 行	701,530	2.1
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）	535,900	1.6
ドイチェ バンク アーゲー ロンドン ビービー ノントリティー クライアंटツ 613	426,500	1.3

- (注) 1. 当社は、自己株式 2,016,518株を保有しておりますが、上記株主からは除外しております。
2. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式を控除して算出しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等（平成27年5月31日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	中 澤 正 幸	
代表取締役副社長	細 谷 信 明	半導体事業部長
専務取締役	八 高 達 郎	管理本部長
常務取締役	片 平 孝 三 郎	産商事事業部長兼エンジニアリング事業部長
取 締 役	飯 塚 卓 也	半導体事業部副事業部長兼第三生産部長
取 締 役	牧 野 直 文	半導体事業部副事業部長兼生産管理部長
取 締 役	春 山 進	春山・星野法律事務所(旧 春山法律事務所) 弁護士
常勤監査役	萩 原 眞 信	
監 査 役	新 井 啓 允	
監 査 役	室 田 雅 之	ぐんざんリース株式会社代表取締役社長
監 査 役	村 岡 正 三	

- (注) 1. 取締役春山進氏は、社外取締役であります。
2. 監査役新井啓允氏、室田雅之氏および村岡正三氏は、社外監査役であります。
3. 当社と社外取締役および各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
4. 小澤泰美氏は、平成26年8月28日開催の第45期定時株主総会終結の時をもって監査役を辞任いたしました。
5. 監査役新井啓允氏は、平成26年6月19日をもって群馬テレビ株式会社代表取締役社長を退任いたしました。
6. 監査役村岡正三氏は、平成26年12月31日まで信越半導体株式会社磯部工場品質保証部長付でありました。
7. 取締役春山進氏ならびに監査役新井啓允氏および室田雅之氏につきましては、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	員 数	報酬等の額	摘 要
取 締 役	7 名	199 百万円	うち社外役員 5 名 10 百万円
監 査 役	5	15	
合 計	12	214	

- (注) 1. 上記には、平成26年8月28日開催の第45期定時株主総会終結の時をもって辞任した監査役1名を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の額には、当事業年度の役員賞与引当金繰入額が含まれております。
3. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役に対する使用人給与相当額(賞与を含む)は含まれておりません。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

- ・社外取締役春山進氏は、春山・星野法律事務所(旧 春山法律事務所)弁護士であります。同事務所と当社との間に開示すべき関係はありません。
- ・社外監査役新井啓允氏は、平成26年6月19日まで群馬テレビ株式会社代表取締役社長でありました。同社と当社との間に開示すべき関係はありません。
- ・社外監査役室田雅之氏は、ぐんぎんリース株式会社代表取締役社長であります。同社と当社との間に開示すべき関係はありません。
- ・社外監査役村岡正三氏は、平成26年12月31日まで信越半導体株式会社磯部工場品質保証部長付でありました。同社は当社の特定関係事業者であり、当社との間に営業上の取引関係があります。

② 当事業年度における主な活動状況

- ・社外取締役春山進氏は、当事業年度に開催された取締役会13回のうち12回に出席し、主に弁護士としての専門的見地を活かし、コンプライアンス、内部統制等に関して適宜発言を行っております。
- ・社外監査役新井啓允氏は、当事業年度に開催された取締役会13回のうち12回に出席し、主に経営者としての豊富な経験を活かし、適宜発言を行っております。また、当事業年度に開催された監査役会12回のすべてに出席し、監査の方法その他の監査役の職務の執行に関する事項について意見の表明を行いました。
- ・社外監査役室田雅之氏は、平成26年8月28日の監査役就任以降に開催された取締役会10回のうち9回に出席し、主に経営者としての豊富な経験を活かし、適宜発言を行っております。また、平成26年8月28日以降に開催された監査役会10回のうち9回に出席し、監査の方法その他の監査役の職務の執行に関する事項について意見の表明を行いました。
- ・社外監査役村岡正三氏は、平成26年8月28日の監査役就任以降に開催された取締役会10回のうち9回に出席し、主に半導体関連事業における幅広い

業務経験を活かし、適宜発言を行っております。また、平成26年8月28日以降に開催された監査役会10回のうち9回に出席し、監査の方法その他の監査役の職務の執行に関する事項について意見の表明を行いました。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 25百万円

当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産 26百万円

上の利益の合計額

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

監査役会は、取締役、社内関係部門および会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬見積もりの算定根拠について確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

(4) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である生産性向上設備投資促進税制に係る手続業務についての報酬等を支払っております。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

6. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- i) 役員及び使用人が法令及び定款を遵守し、健全な社会規範と倫理観のもとに職務を遂行するための「行動指針」を制定する。
- ii) コンプライアンスに関する規程等を整備し、これらの規程に従って業務を遂行する。コンプライアンスの状況については、内部監査室及びその他特定の規程等に定められた部門が内部監査を実施する。
- iii) 経営管理部内にコンプライアンス相談窓口を設け、内部通報制度の運用により法令及び規程等に違反する行為の早期発見と是正を図る。
- iv) 内部監査室は、当社の内部統制状況を把握、評価するなど内部監査を実施し、監査の結果を代表取締役社長に報告する。
- v) 反社会的勢力に対して毅然とした態度を貫き、一切の関係を遮断することを徹底する。
この方針に基づき、対応統括部門を中心とした社内体制の整備を図り、警察などの外部専門機関との連携のもと、反社会的勢力排除に向けた取り組みを強力に推進する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録・保存する。これらの記録は、取締役及び監査役が閲覧可能な状態にて管理する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- i) リスク管理に関する諸規程を整備し、これらの規程に従って業務を遂行する。リスク管理の状況については、内部監査室及び特定のリスク管理項目を分掌する部門が内部監査を実施する。
- ii) 全社横断的なリスク管理活動を推進するため、リスク管理委員会を設置する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- i) 取締役会規則、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程及び稟議規程等により権限委譲及び意思決定手順を明確化する。
- ii) 取締役等を構成員とする経営会議を設置する。
- iii) 取締役会において総合予算を策定し、総合予算に基づく事業部毎の月次業績管理を取締役会及び経営会議において実施する。

⑤ 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告に係る内部統制が有効に機能する体制を整備し、運用する。内部統制の状況については、内部監査室が定期的に評価を実施する。

⑥ 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- i) 監査役会からの要望があった場合は、監査役スタッフを置くものとする。
- ii) 監査役スタッフの人事については、監査役会の同意を得るものとする。
- iii) 監査役スタッフがその業務に関して監査役から指示を受けたときは、その指揮命令に従わなければならないものとする。

⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- i) 取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、危機管理規程に従って、直ちに当該事実を監査役に報告する。
- ii) 監査役は、取締役または使用人に対し報告を求めることができる。
- iii) 内部監査室は、内部監査の実施状況を監査役会に対して定期的に報告する。
- iv) 監査役に報告をした取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。

⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- i) 監査役は、経営会議その他の重要な会議、委員会等に出席できる。
- ii) 監査役と代表取締役社長との間で定期的に意見交換会を開催する。
- iii) 監査役は、会計監査人もしくは内部監査室との間で定期的に意見交換会を開催するなど、連携を図る。

- iv) 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理するものとする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・役員及び使用人は、「行動指針」のもと、業務に取り組んでおります。
- ・コンプライアンスの状況に関する内部監査につきましては、内部監査室が部門毎に実施しております。
- ・コンプライアンス相談窓口につきましては、法令及び規程等に違反する行為が行われている事実が確認された場合、内部通報規程により、代表取締役社長及び監査役に報告される体制が構築されております。
- ・当事業年度における内部統制状況の監査結果につきましては、内部監査室長より代表取締役社長に報告されております。
- ・反社会的勢力排除につきましては、群馬県企業防衛対策協議会に会員として参加するなど、警察等と連携した取り組みを推進しております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・文書管理規程、情報管理規程等の定めに従い情報の保存及び管理を実施し、重要な情報はセキュリティ対策を厳重に施すなど適切な措置を講じております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・リスク管理規程等の定めに従い業務を遂行しております。
- ・リスク管理の状況に関する内部監査につきましては、内部監査室が部門毎に実施しております。
- ・リスク管理委員会につきましては、半期毎に開催し、全社のリスク管理方針、部門別リスク評価、部門別リスク管理活動等について審議・議論を行っております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・取締役会規則、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程及び稟議規程等において取締役会付議事項、権限委譲及び意思決定手順を明確に定め職務を執行しております。
- ・経営会議につきましては、月次で開催しております。

- ・総合予算につきましては、経営会議にて審議され、取締役会において策定しております。総合予算に基づく業績管理は、取締役会及び経営会議において月次で報告されております。

⑤ 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ・財務報告に係る内部統制規程の定めに従い、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況について内部監査室が評価を実施し、その結果が管理本部長を通じて代表取締役社長及び取締役会に報告されております。

⑥ 監査役職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ・監査役スタッフにつきましては、現在まで監査役会からの要望がなく置いておりませんが、監査役からの要請に応じて内部監査室、経営管理部、経理部が監査役の業務を適宜補助しております。

⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ・監査役は、必要に応じ取締役または使用人からの報告を受けております。また、監査役会に対する内部監査室による内部監査の実施状況の報告につきましては、四半期毎に行っております。
- ・内部通報規程により、報告をした者に対し会社が不利な取扱いをすることを禁止しております。

⑧ その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・常勤監査役は、経営会議、リスク管理委員会その他の重要な会議、委員会に出席しております。
- ・監査役と代表取締役社長との間の意見交換会につきましては、四半期毎に開催しております。
- ・監査役と会計監査人との間の意見交換会につきましては随時、監査役と内部監査室との間の意見交換会につきましては四半期毎にそれぞれ開催し、連携を図っております。
- ・監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、速やかに当該費用または債務を処理しております。

貸 借 対 照 表

(平成27年 5 月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	47,651	流 動 負 債	19,568
現金及び預金	25,724	支 払 手 形	1,096
受 取 手 形	1,013	買 掛 金	12,627
売 掛 金	17,879	一年内返済予定の長期借入金	100
商品及び製品	196	リ ー ス 債 務	4
仕 掛 品	522	未 払 金	1,821
原材料及び貯蔵品	1,368	未 払 費 用	1,307
前 渡 金	303	未払法人税等	607
前 払 費 用	297	前 受 金	296
繰延税金資産	334	預 り 金	100
そ の 他	16	役員賞与引当金	60
貸倒引当金	△3	そ の 他	1,547
固 定 資 産	27,601	固 定 負 債	1,709
有 形 固 定 資 産	24,232	長 期 借 入 金	150
建 築 物	12,156	リ ー ス 債 務	12
構 築 物	676	退職給付引当金	1,374
機 械 装 置	1,882	資 産 除 去 債 務	5
車 両 運 搬 具	33	そ の 他	167
工具器具備品	386	負 債 合 計	21,277
土 地	3,388	(純 資 産 の 部)	
リ ー ス 資 産	16	株 主 資 本	53,835
建 設 仮 勘 定	5,691	資 本 金	18,824
無 形 固 定 資 産	601	資 本 剰 余 金	18,778
水道施設利用権	473	資 本 準 備 金	18,778
ソフトウエア	89	利 益 剰 余 金	19,643
そ の 他	38	利 益 準 備 金	689
投資その他の資産	2,766	その他利益剰余金	18,954
投資有価証券	379	別 途 積 立 金	7,900
長期前渡金	1,000	繰越利益剰余金	11,054
長期前払費用	142	自 己 株 式	△3,410
繰延税金資産	1,163	評 価 ・ 換 算 差 額 等	139
差入保証金	37	その他有価証券評価差額金	139
そ の 他	50	純 資 産 合 計	53,974
貸倒引当金	△6	負債及び純資産合計	75,252
資 産 合 計	75,252		

損 益 計 算 書

(平成26年 6 月 1 日から平成27年 5 月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		49,342
売 上 原 価		<u>42,890</u>
売 上 総 利 益		6,452
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		<u>3,897</u>
営 業 利 益		2,554
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	11	
受 取 配 当 金	7	
為 替 差 益	385	
そ の 他	<u>42</u>	447
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	1	
そ の 他	<u>2</u>	<u>4</u>
経 常 利 益		2,997
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	41	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	24	
受 取 保 険 金	<u>17</u>	82
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 売 却 損	239	
減 損 損 失	83	
そ の 他	<u>34</u>	<u>356</u>
税 引 前 当 期 純 利 益		2,723
法人税、住民税及び事業税	1,002	
法 人 税 等 調 整 額	<u>24</u>	<u>1,026</u>
当 期 純 利 益		1,697

株主資本等変動計算書

(平成26年 6 月 1 日から平成27年 5 月31日まで)

(単位：百万円)

項 目	株 主 資 本								評価・換算 差 額 等	純 資 産 計 合
	資 本 金	資本剰余金	利 益 剰 余 金				自己株式	株主資本 合 計		
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金 合 計					
				別 途 積 立 金	繰越利益 剰 余 金				そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	
平成26年 6 月 1 日残高	18, 824	18, 778	689	7, 900	10, 163	18, 752	△3, 410	52, 944	79	53, 023
会計方針の変更による累積 的影響額					△2	△2		△2		△2
会計方針の変更を反映した 当期首残高	18, 824	18, 778	689	7, 900	10, 161	18, 750	△3, 410	52, 942	79	53, 021
事業年度中の変動額										
剰余金の配当					△803	△803		△803		△803
当期純利益					1, 697	1, 697		1, 697		1, 697
単元未満株式の買取に よる自己株式の取得							△0	△0		△0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）									60	60
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	893	893	△0	893	60	953
平成27年 5 月31日残高	18, 824	18, 778	689	7, 900	11, 054	19, 643	△3, 410	53, 835	139	53, 974

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 その他有価証券……時価のあるもの
 期末日の市場価格等に基づく時価法
 (評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
 時価のないもの
 移動平均法による原価法
- (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法
 商品、原材料、貯蔵品並びに半導体事業部の製品及び仕掛品は、月別総平均法に基づく原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)によっております。また、エンジニアリング事業部の仕掛品は、個別法に基づく原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)によっております。
- (3) 固定資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産(リース資産を除く)
 定率法を採用しております。
 ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)については、定額法を採用しております。
 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
 建物 7～50年
 機械装置 3～5年
 また、通常の使用時間を超えて使用する機械装置については、増加償却を実施しております。
 - ② 無形固定資産(リース資産を除く)
 定額法を採用しております。
 ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。
 - ③ リース資産
 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。
 平成20年3月31日以前に契約をした、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(4) 引当金の計上基準

貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

役員賞与引当金……役員に対する賞与の支払に備えるため、役員賞与支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。

退職給付引当金……従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

数理計算上の差異は、発生事業年度に一括処理しております。

(会計方針の変更)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更しました。また、割引率の決定方法についても、従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

なお、上記の変更による、当事業年度の期首の退職給付引当金及び利益剰余金に与える影響や、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

(5) 消費税等の会計処理の方法

税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

- | | |
|-----------------------|-----------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額 | 98,561百万円 |
| (2) 関係会社に対する金銭債権・債務 | |
| 短期金銭債権 | 619百万円 |
| 短期金銭債務 | 4,618百万円 |
| (3) 国庫補助金による固定資産圧縮記帳額 | |
| 建物 | 33百万円 |

3. 損益計算書に関する注記

- | | |
|------------|----------|
| 関係会社との営業取引 | |
| 売上高 | 1,289百万円 |
| 仕入高 | 9,614百万円 |

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末
普通株式	35,497,183株	—	—	35,497,183株

- (2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末
普通株式	2,016,017株	501株	—	2,016,518株

(注) 自己株式の増加は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

- (3) 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

- ① 平成26年8月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	401百万円
1株当たり配当額	12円
基準日	平成26年5月31日
効力発生日	平成26年8月29日

- ② 平成26年12月26日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	401百万円
1株当たり配当額	12円
基準日	平成26年11月30日
効力発生日	平成27年2月4日

- (4) 当事業年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

平成27年8月27日開催の定時株主総会において、次のとおり付議する予定であります。

配当金の総額	401百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	12円
基準日	平成27年5月31日
効力発生日	平成27年8月28日

5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産の発生 の主な原因別の内訳

① 流動資産の部

繰延税金資産

未払賞与否認	235百万円
未払事業税否認	56
その他	61
繰延税金資産小計	353
評価性引当額	△19
繰延税金資産合計	334
繰延税金負債	0
繰延税金資産の純額	334

② 固定資産の部

繰延税金資産

退職給付引当金繰入限度超過額	442百万円
減価償却費限度超過額	729
固定資産除却損否認	46
減損損失	43
その他	111
繰延税金資産小計	1,373
評価性引当額	△176
繰延税金資産合計	1,197
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	34
繰延税金資産の純額	1,163

- (2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正
「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布されたことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成27年6月1日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の35.4%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成27年6月1日から平成28年5月31日までのものは32.8%、平成28年6月1日以降のものについては32.1%にそれぞれ変更されております。
その結果、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が1億3千2百万円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が1億3千6百万円、その他有価証券評価差額金が3百万円それぞれ増加しております。

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引

- (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	機械装置	合計
取得価額相当額	530百万円	530百万円
減価償却累計額相当額	280	280
期末残高相当額	250	250

- (2) 未経過リース料期末残高相当額

1年以内	36百万円
1年超	262
合計	298

- (3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料	49百万円
減価償却費相当額	35
支払利息相当額	15

- (4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

- (5) 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

7. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達については銀行借入によっております。

売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、取引先の信用状況を定期的に把握し、回収懸念先の早期把握を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については毎月時価の把握を行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年5月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額（※）	時価（※）	差 額
(1) 現金及び預金	25,724	25,724	—
(2) 受取手形	1,013	1,013	—
(3) 売掛金	17,879	17,879	—
(4) 投資有価証券 その他有価証券	378	378	—
(5) 支払手形	(1,096)	(1,096)	—
(6) 買掛金	(12,627)	(12,627)	—
(7) 未払金	(1,821)	(1,821)	—

(※) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

- (1) 現金及び預金、(2) 受取手形並びに(3) 売掛金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- (4) 投資有価証券
これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。
- (5) 支払手形、(6) 買掛金並びに(7) 未払金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
2. 非上場株式（貸借対照表計上額 1 百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

8. 関連当事者との取引に関する注記

(1) その他の関係会社

会社等の 名称	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
信越化学工業 株式会社	(被所有) 直接41.0 間接1.1	半導体材料等の仕入・ 製商品の販売等	半導体材料等の仕入	9,614	買掛金	4,614

- (注) 1. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
半導体材料等については、市場価格を勘案して価格交渉の上、決定しております。

(2) その他の関係会社の子会社

会社等の 名称	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
信越半導体 株式会社	(被所有) 直接1.1	製商品の販売・半 導体シリコン ウエハー加工の受託	製商品の販売・ 加工料の売上	23,419	売掛金	7,610
Shin-Etsu Handotai America, Inc.	—	製商品の販売・再生 ウエハーの販売	製商品の販売・ 加工料の売上	2,851	売掛金	1,114

- (注) 1. その他の関係会社は、信越化学工業株式会社であります。
2. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
3. 取引条件及び取引条件の決定方針等
製商品の販売・加工料については、市場価格を勘案して価格交渉の上、決定しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,612円12銭
1株当たり当期純利益	50円69銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

11. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年 7 月16日

三益半導体工業株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 牧 野 隆 一 ㊞

指定有限責任社員 公認会計士 内 田 正 美 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、三益半導体工業株式会社の平成26年6月1日から平成27年5月31日までの第46期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年6月1日から平成27年5月31日までの第46期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会およびその他の重要な会議に出席するほか、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および内部監査室等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めるなどの方法により監査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）に関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成27年7月24日

三 益 半 導 体 工 業 株 式 会 社 監 査 役 会

常勤監査役	萩	原	眞	信	㊞
社外監査役	新	井	啓	允	㊞
社外監査役	室	田	雅	三	㊞
社外監査役	村	岡	正	之	㊞

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、業績の向上と株主の皆様への利益配分をともに経営の重要課題と位置付けており、経営基盤強化のために必要な内部留保を確保しつつ、継続的な安定配当を実現していくことを基本方針としております。

このような方針のもと、当期の期末配当につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金12円 総額401,767,980円

なお、中間配当金として1株につき12円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株につき24円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年8月28日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）の施行に伴い、新たに業務執行取締役等でない取締役および社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりましたので、それらの取締役および監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため、第28条（社外取締役との責任限定契約）および第37条（社外監査役との責任限定契約）の一部を変更するものであります。

なお、第28条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
第4章 取締役および取締役会 第28条（ <u>社外取締役</u> との責任限定契約） 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>社外取締役</u> との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。	第4章 取締役および取締役会 第28条（ <u>取締役</u> との責任限定契約） 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）</u> との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。
第5章 監査役および監査役会 第37条（ <u>社外監査役</u> との責任限定契約） 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>社外監査役</u> との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。	第5章 監査役および監査役会 第37条（ <u>監査役</u> との責任限定契約） 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>監査役</u> との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第3号議案 取締役8名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役7名（うち社外取締役1名）全員が任期満了となりますので、ガバナンス強化のため社外取締役を1名増員し、取締役8名（うち社外取締役2名）の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 地 位、 担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当 社 の 株 式 の 数
1	なか ざわ まさ ゆき 中 澤 正 幸 (昭和18年7月10日生)	昭和49年2月 三益産商(株)（当社と合併） 入社 昭和52年7月 当社取締役 昭和58年12月 常務取締役、管理本部長兼 産商事業部長兼エンジニア リング事業部長 昭和63年8月 取締役副社長、半導体事業 部長兼産商事業部長兼エン 지니어リング事業部長 平成5年1月 代表取締役社長 平成5年8月 取締役副会長 平成9年8月 取締役副社長、社長室担当 平成11年8月 代表取締役社長（現任）	2,169,429株
2	ほそ や のぶ あき 細 谷 信 明 (昭和24年9月21日生)	昭和48年4月 当社入社 昭和62年8月 取締役、エンジニアリング 事業部副事業部長兼産商事 業部副事業部長 平成4年8月 常務取締役、半導体事業部 副事業部長 平成9年8月 常務取締役、半導体事業部 長兼エンジニアリング事業 部長 平成11年8月 専務取締役、半導体事業部 長 平成20年8月 代表取締役専務、半導体事 業部長 平成22年8月 代表取締役副社長、半導体 事業部長（現任）	12,823株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 地 位、 担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当 社 の 株 式 の 数
3	や こう たつ ろう 八 高 達 郎 (昭和26年2月9日生)	昭和60年7月 当社入社 平成5年1月 エンジニアリング事業部生産部長 平成8年6月 半導体事業部生産管理部長 平成12年6月 管理本部経理部長 平成13年8月 取締役、管理本部長兼経理部長 平成21年8月 常務取締役、管理本部長兼経理部長 平成22年6月 常務取締役、管理本部長 平成24年8月 専務取締役、管理本部長 (現任)	7,061株
4	かた ひら こう ざぶ ろう 片 平 孝 三 郎 (昭和24年12月21日生)	昭和52年7月 (株)三益エンジニアリング (当社と合併) 入社 平成5年1月 当社エンジニアリング事業部統括部長兼営業部長 平成8年6月 エンジニアリング事業部営業部長兼生産部長 平成11年8月 取締役、エンジニアリング事業部長兼営業部長兼生産部長 平成12年6月 取締役、エンジニアリング事業部長兼技術部長 平成13年8月 取締役、エンジニアリング事業部長 平成22年6月 取締役、エンジニアリング事業部長兼技術営業部長 平成24年8月 常務取締役、産商事業部長兼エンジニアリング事業部長 (現任)	11,514株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 地 位、 担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当 社 の 株 式 の 数
5	まきの なお ふみ 牧 野 直 文 (昭和29年 8 月20日生)	昭和56年 4 月 当社入社 平成 7 年 6 月 半導体事業部第二生産部長 平成12年 6 月 半導体事業部生産管理部長 平成17年 8 月 取締役、半導体事業部生産 管理部長 平成22年 8 月 取締役、半導体事業部副事 業部長兼生産管理部長 (現任)	3,188株
6	やま ぎき てつ お生 山 崎 哲 生 (昭和34年 9 月 2 日生)	昭和55年 4 月 当社入社 平成14年 6 月 半導体事業部第三生産部長 平成17年 6 月 半導体事業部第五生産部長 平成21年 6 月 半導体事業部第一生産部長 (現任)	2,797株
7	はる やま すすむ 春 山 進 (昭和18年 6 月 9 日生)	昭和45年 4 月 東京弁護士会登録 昭和47年 4 月 群馬弁護士会登録 昭和49年 4 月 春山法律事務所(現 春山・ 星野法律事務所)開業(現 任) 昭和61年 6 月 当社法律顧問 昭和62年 4 月 群馬弁護士会会長 昭和63年 3 月 群馬弁護士会会長退任 平成19年 5 月 (株)フレッセイホールディン グス(現 (株)フレッセイ)社 外監査役 平成24年 5 月 当社法律顧問退任 平成24年 8 月 当社取締役(現任) 平成25年 9 月 (株)フレッセイホールディン グス(現 (株)フレッセイ)社 外監査役退任	0株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 地 位、 担 当 および 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当社の株式の数
8	つか ごし かつ み 塚 越 勝 美 (昭和18年 3 月21日生)	昭和41年 4 月 ㈱群馬銀行入行 平成11年 6 月 同行取締役高崎支店長 平成13年 6 月 同行取締役兼執行役員高崎 支店長 平成15年 6 月 同行取締役兼執行役員本店 営業部長 平成17年 6 月 同行常務取締役本店営業部 長 平成19年 6 月 同行専務取締役 平成21年 6 月 同行専務取締役退任 平成21年 6 月 群馬土地㈱代表取締役社長 平成23年 6 月 同社代表取締役社長退任	0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 春山進氏および塚越勝美氏は、社外取締役候補者であります。当社は株式会社東京証券取引所に対し、春山進氏を独立役員として届け出ており、また、塚越勝美氏を独立役員として届け出る予定であります。
3. 春山進氏は、当社との間で会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。同氏が取締役に再任された場合、当社は同氏との責任限定契約を継続する予定であります。また、塚越勝美氏が取締役に選任された場合、当社は同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
4. 社外取締役候補者に関する事項は以下のとおりであります。
- (1) 社外取締役候補者の選任理由について
- ① 春山進氏につきましては、弁護士として豊富な経験、知識を有しており、同氏を社外取締役に選任することにより、独立した立場から当社経営に対する積極的な提言を得られるとともに、経営の透明性の向上および監督機能の強化に繋がるものと判断し選任をお願いするものであります。
- ② 塚越勝美氏につきましては、経営者としての豊富な経験を有しており、同氏を社外取締役に選任することにより、独立した立場から当社経営に対する積極的な提言を得られるとともに、経営の透明性の向上および監督機能の強化に繋がるものと判断し選任をお願いするものであります。
- (2) 社外取締役候補者が社外取締役に就任してからの年数について
- 春山進氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年であります。

第4号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって監査役萩原眞信氏および新井啓允氏は任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴 、 地 位 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当 社 の 株 式 の 数
1	はぎ わら まさ のぶ 萩 原 眞 信 (昭和26年3月2日生)	昭和58年10月 当社入社 平成7年12月 半導体事業部第一生産部長 平成14年6月 半導体事業部品質保証部長 平成24年4月 管理本部 部長 平成25年8月 常勤監査役(現任)	1,896株
2	くす はら とし かず 楠 原 利 和 (昭和25年8月28日生)	昭和55年11月 監査法人朝日会計社(現 有 限責任 あずさ監査法人)入 社 昭和60年3月 公認会計士登録 平成8年5月 朝日監査法人(現 有限責 任 あずさ監査法人)社員 平成17年5月 あずさ監査法人(現 有限責 任 あずさ監査法人)代表社 員 平成22年7月 有限責任 あずさ監査法人 パートナー 平成22年8月 同監査法人監事 平成24年8月 同監査法人監事退任 平成25年6月 同監査法人退社 平成25年7月 楠原利和公認会計士事務所 開設(現任)	200株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 楠原利和氏は社外監査役候補者であり、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
3. 萩原眞信氏および楠原利和氏の監査役選任が承認可決された場合は、当社は楠原利和氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。更に、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、萩原眞信氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
4. 社外監査役候補者に関する事項は以下のとおりであります。

(1) 社外監査役候補者の選任理由について

楠原利和氏につきましては、公認会計士として財務および会計に関する豊富な経験、知見を有しており、同氏を社外監査役に選任することにより、経営の監視機能の充実に繋がるものと判断し選任をお願いするものであります。

以 上

MEMO

MEMO

MEMO

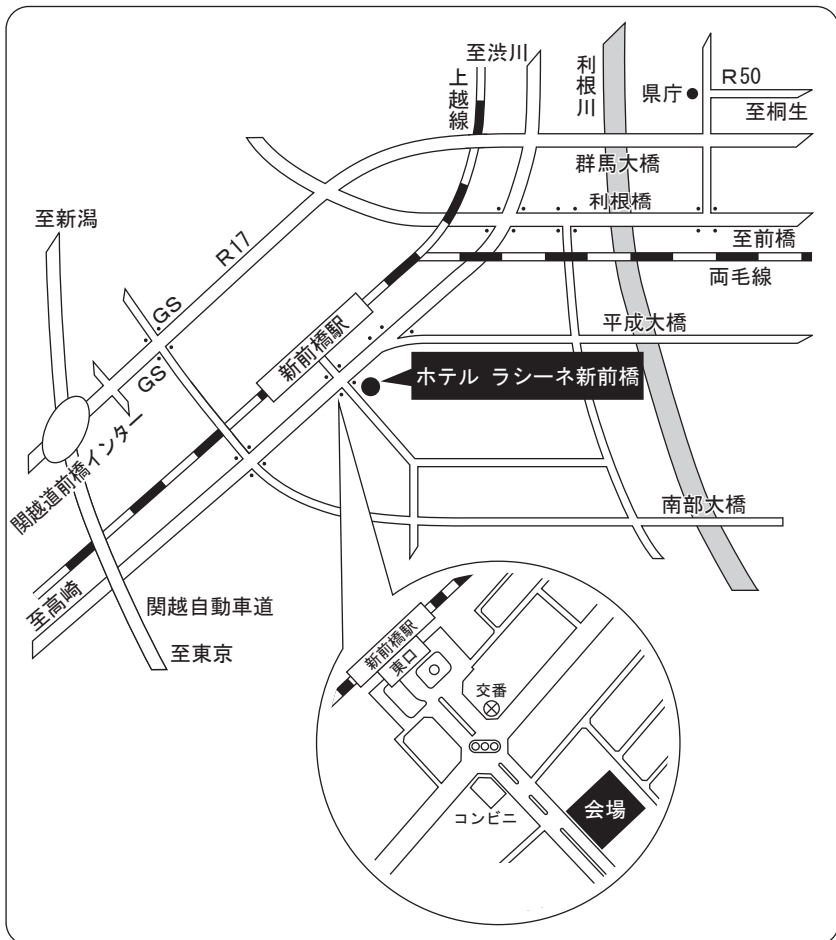
株主総会会場ご案内図

群馬県前橋市古市町1丁目35番1号

ホテル ラシーネ新前橋 3階

コンベンションホール 銀河

TEL (027) 251-1144 (代)



J R新前橋駅(東口)から徒歩約3分